

放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集結果及び委員会の考え方
(V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件(案))

【意見募集期間:平成 25 年9月 10 日(火)～同年 10 月9日(水)】

No	提出された意見		委員会の考え方
1	該当箇所	意見	本報告案に賛成する御意見として承ります。
	全般	今回取りまとめられた「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件(案)」は、V-Low マルチメディア放送の円滑な導入と、V-Low マルチメディア放送に期待される安全信頼性の確保の双方に考慮して定められた技術基準として評価いたします。 今後も V-Low マルチメディア放送の制度整備を推進していただくことに期待いたします。	
2			本件意見募集は、V-Lowマルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件の策定を目的としたものであり、いただいた御意見は、本件意見募集における内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、御意見については、今後の参考として承ります。
	(P2) 図 2-1 V-Low マルチメディア放送の周波数利用イメージ	(要旨) V-Low 帯 (90～108MHz) は、SFN で本来のマルチメディアに対応した用途で利用すべきである (1) マルチメディア放送のチャンネルは2チャンネルではなく将来の HD (4K・8K) 放送に対応出来るよう1チャンネルとするべきである	

		(2) V-Low 帯 (90～108MHz) は、90～99MHz を放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきである (3) V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たに ITS システムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきである (本文) V-Low 帯 (90～108MHz) は、周波数有効利用及び国庫収入の確保の観点から、放送と通信が融合したマルチメディアに対応出来る将来を見通した制度を整備した上で、利用するべきであると考えており、以下の3項目を要望致します。 (1) マルチメディア放送のチャンネルは2チャンネルではなく将来の HD (4K・8K) 放送に対応出来るよう1チャンネルとするべきである 携帯端末向けマルチメディア放送は、本来通信と放送の融合を目的とした新しいサービスで通信機能を備えるべきであり、また 4K・8K 等高精細な放送方式やオンディマンド配信等将来の新しい広帯域サービスの導入を見込んで周波数割当てを行うべきであると考えます。 現在 V-Low マルチメディア放送の周波数割当ては	
--	--	--	--

		9MHz を地域別に A、B の 2 チャンネルとされ、それぞれ約 4.5MHz 幅となっています。しかし、スーパーハイビジョンの実用実験では 8K が 12MHz 幅で伝送可能であり、V-Low 帯は SFN（同一周波数ネットワーク）を使用するため地域でチャンネルを分ける必要はないことから、将来の広帯域サービス及び周波数有効利用のため V-Low 帯（90～108MHz）は当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきであると考えます。 （２）V-Low 帯（90～108MHz）は、90～99MHz を放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきである 90～95MHz は、中波放送の難聴対策・津波等の災害への対策に係る FM 方式の中継局及びコミュニティ放送局に割当て、95～99MHz をガードバンドとする予定ですが、災害用であれば NHK1 社が対応すれば十分であり、難聴対策はインターネットラジオにより解消可能であることを踏まえ、90～99MHz を放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきであると考えます。この対策のために、本来マルチメディア放送用途で使用するべき周波数に FM の中継局及びコミュニティ放送を利用した場合、5MHz 幅を利用するために 4MHz 幅のガードバンドが必要となり、貴重な周波数が利用できないだけでな	
--	--	---	--

		く、現在の電波利用料で換算すると約 4 億円の収入減となります。 (3) V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たに ITS システムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきである V-Low 帯を他の用途に使用する余裕があるのであれば、V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たに ITS システムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきであると考えます。この際、700MHz 帯 ITS 用途の周波数は移動通信用周波数に開放するべきであると考えます。 V-Low マルチメディア放送は、ドライバー向け情報で、端末は車載機が見込まれており、V-Low マルチメディア放送についてまとめた総務省報告書においてもサービス用途に ITS が含まれています。V-Low マルチメディア放送及び ITS は同じ車載利用であり、アンテナが長くても問題とならないため、これらのシステムは V-Low 帯での利用が望ましいと考えます。従って、現在 ITS が割当てられている 700MHz 帯周波数（ガードバンドを含めて 748～773MHz）は、移動通信用の国際標準バンド（3GPP・Band44）であるのに対し、700MHz 帯 ITS は日本のみの割当てとなっており、700MHz 帯 ITS の海外展開は見込みがないと考えられることか	
--	--	---	--

	ら、700MHz 帯 ITS 用途の周波数は、周波数が逼迫する移動通信用周波数に開放するべきであると考えます。 【ソフトバンクモバイル株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンク BB 株式会社】	
3	もっとみんなで考えて案をねるべき。【個人】	皆様からの御意見を頂戴するため、今般、意見募集を実施したものです。
4	この度の技術的条件（案）は、全く技術的内容になっていません。廃却すべきかと考えます。そもそも委員に設計関係者が一人もいない委員会で、やろうとしたことに無理があります。そして、放送法とは「放送の業務」を規定するものであり「電気設備の技術基準」などではないはずです。平成20年の第14号答申には、重大事故の報告義務、「設備の維持義務等」と書かれていることが、技術基準なのか技術的条件なのかも知らない素人だということを示しています。それを受けて放送システム委員会への諮問が「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」、その答申には、タイトルが「安全・信頼性に関する技術的条件」、本文では「技術基準」になっており、全く違う二つを混同しています。支離滅裂です。更に「放送法施行規則」では、“第五節 基幹放送に用いる電気通信設備”で技術基準として、とんちんかんな“耐雷対策”が書かれており、落雷に耐えるものなどありえないことを知らない、電気を知らない無知な人々であることを示しています。最悪です。なお、耐雷トランスとは、“雷サージ電流や電圧”に耐えるという意味で、落雷に耐えることではありません。雷に対しては、そのエネルギーのすさまじさから、人間の感電死を防止することを最大としており、わが国では建築基準法、消防法、火薬類取締法	本件意見募集は放送法第121条第1項等に規定する技術基準の策定のため、同条第2項第1号等に基づき、設備の故障等によって放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として技術的条件の検討を行ったものです。 （参考） 放送法（昭和25年法律第132号） （設備の維持） 第121条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

	により、それぞれに定める対象物には、“雷保護システム”を設置することが義務付けられています。V-Highマルチメディア放送の重大な事故の定義として、放送停止時間が、親局 15 分、中継局 2 時間以上とし、総務大臣に報告にするなどとは、とんでもありません。人命安全の基本原則は「電気設備を止めること」であり、その止めるを問題視してしまうと、人間の安全を保てなくなってしまうのです。電気設備の安全の技術基準は、“何かあったら回路遮断し電気の供給を断つ”なのです。そして電気設備は必ず止まるときがあるという前提でシステム設計をするのです。つまり、他の手段でリカバリする冗長設計をするのです。例えば、ラジオ、テレビ、携帯電話、有線系、衛星系などでどれかが稼働すれば良いというような考え方です。これが本当の安全・信頼性設計と言うものです。東日本大震災で多くの通信や放送がダメになりましたが、これは電力供給が断たれたからであって、あのような大災害時は、電気の供給を断つことが人命安全の基本なのです。もし供給され続けていたら、もっと多くの死亡者が出てしまっていたかも知れないのです。放送設備が止まることは大問題では無いのです。そのために多くの放送設備があるのですから。 以上【個人】	2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。 二 (略)
5	VLOW帯を必ずしもマルチメディア用途にしばるのではなく、その他利用したい企業や行政に積極的に開放していくべきである。現状利用帯域を有効に使われていないのは大きな問題であり、有限な帯域をいかに有効に使っていくのかの議論もしていただきたい。従来から続く、帯域整理の過程で一時的にVLOW帯を使うなど、積極的に無線帯域については整理・集約・新規利用を進めて欲しい。【個人】	本件意見募集は、V-Lowマルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件の策定を目的としたものであり、いただいた御意見は、本件意見募集における内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、御意見については、今後の参考として承ります。